

計算書類に対する注記(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし。

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等一償却原価法（移動平均法に基づく原価法）
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・定額法

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金一法人の負担する横浜市社会福祉協議会民間社会福祉事業従事者年金共済制度掛金相当額を計上する。
- ・賞与引当金 一当該会計年度の負担に属する額を見積もり計上する。
- ・徴収不能引当金一年度末において徴収することが不可能と判断される債権の金額と、債権総額に過去の徴収不能額の割合を乗じた金額の合計額とする。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし。

4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、横浜市社会福祉協議会の民間社会福祉事業従事者年金共済制度によっている。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)
- (2) 社会福祉事業以外の事業を実施していないため、事業区分別内訳表は作成していない。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

(4) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア法人本部拠点

①法人本部

イ養護老人ホームハマノ愛生園拠点

①養護老人ホーム

②横浜市高齢者生活支援ショートステイ事業

ウ特別養護老人ホームハマノ愛生園拠点

①介護老人福祉施設

②短期入所生活介護

③横浜市等委託事業

エ特別養護老人ホーム戸部ハマノ愛生園拠点

①介護老人福祉施設

②短期入所生活介護

③横浜市等委託事業

オ浅間台地域ケアプラザ拠点

①通所介護

②居宅介護支援

③地域包括支援センター（介護予防支援含む）

④横浜市地域ケアプラザ運営委託（地域活動交流事業）

⑤横浜市等委託事業

カ横浜市宮崎地域ケアプラザ拠点

①通所介護

②居宅介護支援

③地域包括支援センター（介護予防支援含む）

④横浜市地域ケアプラザ運営委託（地域活動交流事業）

⑤横浜市等委託事業

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	2,546,519	0	0	2,546,519
建物	1,232,312,599	0	79,354,537	1,152,958,062
合計	1,234,859,118	0	79,354,537	1,155,504,581

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

車両を処分したことに伴い不要となったリフトも処分したため、国庫補助金等特別積立金43,539円を取り

崩した。

8. 担保に供している資産
該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。
(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	4,079,787,374	2,926,829,312	1,152,958,062
小計	4,079,787,374	2,926,829,312	1,152,958,062
その他の固定資産			
建物	464,979,469	212,620,944	252,358,525
構築物	1,401,602	10,370,236	1,253,194
車輛運搬具	6,931,343	66,860,728	6,040,966
器具及び備品	50,260,212	236,847,843	40,954,804
小計	333,841,875	526,699,751	300,607,489
合計	4,413,629,249	3,453,529,063	1,453,565,551

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
貸借対照表上、間接法で記載しているため、記載なし。
11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし
12. 関連当事者との取引の内容
関連当事者との取引がないため記載なし
13. 重要な偶発債務
該当なし
14. 重要な後発事象
該当なし
15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け
該当なし
16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし